

## 議第77号

### 債務弁済協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 債務弁済協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

信楽高原鐵道株式会社が滋賀県および甲賀市を相手方として、民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条および特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項の規定に基づき、調停を申し立てた債務弁済協定調停事件（大津地方裁判所平成24年（特ノ）第1号、同第2号）について、次のとおり調停に合意することおよび当該合意に基づき信楽高原鐵道株式会社に対する債権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号および第12号の規定に基づき、議決を求める。

#### 1 申立人

滋賀県甲賀市信楽町長野 192 番地  
信楽高原鐵道株式会社  
代表取締役 今 井 恵之助

#### 2 調停の要旨

- (1) 本調停は、申立人が、平成3年5月14日に発生した信楽高原鐵道列車衝突事故の被災者を救済するために相手方滋賀県および同甲賀市から借り入れた信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務について、一部債権放棄を含めて整理をするとともに、相手方滋賀県および同甲賀市の協力を得て、国土交通省が提唱する公有民営化による上下分離方式を内容とする鉄道事業再構築実施計画を実現し、もって、沿線地域の活性化と今後の発展に貢献することを目的とする。
- (2) ア 申立人は、相手方滋賀県に対し、信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務として、金 1,406,514,424 円の支払義務あることを認め、平成25年3月29日限り、内金 458,922,590 円を支払う。  
イ 相手方滋賀県は、申立人に対し、平成25年3月27日、同貸付金債権の残額金 947,591,834 円を放棄する。
- (3) 申立人は、相手方滋賀県に対し、滋賀県信楽高原鐵道経営安定資金貸付金債務として、金 2,800,000,000 円の支払義務あることを認め、これを平成25年3月29日限り支払う。
- (4) ア 申立人は、相手方甲賀市に対し、信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務として、

金 681,755,713 円の支払義務あることを認め、平成25年 3月29日限り、内金 156,327,290 円を支払う。

イ 相手方甲賀市は、申立人に対し、平成25年 3月27日、同貸付金債権の残額金 525,428,423 円を放棄する。

(5) 相手方滋賀県は、申立人および相手方甲賀市による鉄道事業再構築実施計画の遂行が信楽高原鐵道再生の有効手段であると認め、施設整備費および維持管理経費を支援するための基金を積み立てることとする。

(6) 申立人と相手方滋賀県は、本件に関し、申立人と相手方滋賀県との間には、本調停条項に定めるものの外、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 申立人と相手方甲賀市は、本件に関し、申立人と相手方甲賀市との間には、本調停条項に定めるものの外、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 調停費用は各自の負担とする。

(参考)

申立人は、平成 3 年の列車事故被災者救済のため、滋賀県および甲賀市より補償費用等にかかる資金を借り入れてきた。滋賀県からの借入額は 1,406,514,424 円、甲賀市からの借入額は 681,755,713 円となっている。

さらに、申立人が借り入れた資金の償還財源捻出のため、事故直後に滋賀県から償還期間20年の経営安定資金を借り入れ、その額は 2,800,000,000 円となっている。また、甲賀市等からも同様に 1,200,000,000 円の資金を借り入れたが、平成16年 3月に借入期限到達に伴う償還のため債務は残っていない。

申立人は、上記経営安定資金を運用し、生じた利息(果実)をもって補償借入金の償還に充ててを予定していたが、景気低迷による低金利のため、利息は 615,249,880 円にとどまっている。このため、本申立て時点での補償借入残額合計は、2,088,270,137 円であり、上記利息全額を償還に充てたととしても、1,473,020,257 円の債務が残ることとなった。

沿線地域では、人口の減少やモータリゼーションの進展等により輸送人員の減少が続いていることから、申立人は経営の安定化を図るため、滋賀県と甲賀市に対し上記利息 615,249,880 円を償還したうえで、最終的な債務の残額について放棄を求め、平成24年 2月 6日に調停を申し立てた。

また、申立人は、鉄道再生に向けて国の鉄道事業再構築事業を活用し、甲賀市が鉄道施設を所有し、申立人が鉄道運行を遂行するという上下分離方式を行うために、鉄道施設の維持管理費等を負担する甲賀市に対し、上記事業の実施に必要な金額の一部を滋賀県が基金として積み立てて支援することを求めている。

なお、申立人が滋賀県から借り入れている 2,800,000,000 円の経営安定資金については、本調停において、全額を滋賀県に償還することとしている。